

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に

関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。(2007(平成19)年度:56か所)

第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

「住生活基本法」(2006(平成18)年6月8日法律第61号)、「住生活基本計画」(2006年9月19日閣議決定)、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(2007年7月6日法律第112号)などに基づき、子育て世帯の居住の安定確保など、少子化対策に資する施策を推進している。

さらに、あんしん賃貸支援事業により、民間賃貸住宅における子育て世帯等の入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援している。

1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、親子リレー返済制度による子育てに適した広い住宅の建設の支援や、優良住宅取得支援制度による耐久・可変性能が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。

高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等への賃貸を円滑化する高齢者等の住み替え支援制度により、子育てしやすい住宅の供給を図っている。

子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を支援するため、地域優良賃貸住宅制度により、整備費助成や家賃低廉化助成を行っている。また、都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

2 公共賃貸住宅における子育て世帯の支援

公営住宅においては、子育て世帯について、入居者の選考に際し地方自治体の判断により優先入居の取り扱いを行っている。また、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入居収入基準を緩和している。都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇や、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定をしている。

大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等との併設を推進するとともに、2008(平成20)年度からは公的賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトを推進している。また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

さらに、児童福祉法(昭和22年法律第

164号)の改正に併せ、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業の用に供する施設を、公営住宅建替事業において建替後の戸数要件が緩和される特例対象に追加した。

3 職住近接の実現とシックハウス対策の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市

型住宅の供給を促進している。

また、シックハウス対策としては、2002(平成14)年7月に建築基準法(昭和25年法律第201号)が改正され(2003(平成15)年7月1日施行)、新たにホルムアルデヒドに関する建材の制限、換気設備設置の義務付け等が規定された。さらに、子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究を進めるとともに、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進している。

第14節 子育てバリアフリーなどを推進する

1 ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第68号)及び「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号、以下「ハートビル法」という。)を統合し、施策の拡充を図った「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号、以下「バリアフリー新法」という。)が制定された(平成18年6月21日公布、同年12月20日施行)。同法においては、従前の内容に加え、

身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者を含むすべての障害者を含むことを明らかにするため、同法における対象者を「高齢者、障害者等」とし、移動等円滑化基

準適合義務及び既設の施設における移動等円滑化基準適合努力義務を課す対象施設に、路外駐車場、都市公園等を追加、市町村が作成する基本構想における策定対象エリア(重点整備地区)を拡大するとともに、同地区内の特定事業の範囲として路外駐車場、都市公園、建築物を追加、移動等円滑化経路を整備・管理する場合の協定制(移動等円滑化経路協定制)を創設、基本構想の策定に係る協議会制度及び住民等による作成提案制度の創設等の内容の拡充が図られている。

また、バリアフリー新法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成18年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号、以下「基本方針」という。)が新法と同時に施行された。基本方針においては、2010(平成22)年までの移動等円滑化の目標値を定めるほか、当事者ニーズに即した施設の整備や教育訓練を行うことの必要性、市町村の定める基本構想における協議会の活